

社員総会規程

第1章 総則

第1条 本規程は、株式会社 Hayakawa（以下「当社」という）の社員総会の運営に関する基本事項を定めることを目的とする。

第2条 本規程は、当社が開催するすべての社員総会に適用する。

第2章 社員総会の開催

第3条 社員総会は、定時社員総会および臨時社員総会とする。

第4条 定時社員総会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

第5条 社員総会は、代表取締役が招集する。代表取締役はやむを得ない事由がある場合を除き、社員総会に出席しなければならない。

第6条 社員総会の開催日時、場所、および議題は、開催日の14日前までに書面または電子メールで社員に通知する。

第3章 議事運営

第7条 社員総会の議長は、代表取締役が務める。代表取締役が欠席の場合は、その代理者が議長となる。

第8条 各社員は平等に意見を発する権利を有し、動議を提出することができる。また合理的な理由がない限り、その動議を排除してはならない。

第9条 社員総会は、全社員の過半数の出席（委任状による出席を含む）により成立する。

第10条 議長は、議題について質疑及び討論が尽くされたと認められるときは、審議終了を宣言し、採決することができる。議題は出席社員の過半数の賛成により可決される。

第4章 議事の記録

第 11 条 社員総会での決議内容は記録し、社員が閲覧できるように保管する。

第 5 章 補則

第 12 条 本規程の改正は、取締役会の決議によって行う。

第 13 条 本規程に定めのない事項は、法令および定款に従う。

附則

本規程は、2021 年 11 月 1 日から施行する。